

報告第9号

平成23年度栗山町健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成23年度栗山町健全化判断比率について別紙監査委員の意見を付けて、下記のとおり報告する。

記

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.0)	— (20.0)	19.6 (25.0)	93.2 (350.0)

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額がないので、それぞれの赤字比率は「—」で表している。
- 2 括弧内は栗山町における早期健全化基準を表している。

平成23年度栗山町健全化判断比率

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成23年度①	—	—	19.6%	93.2%
平成22年度②	—	—	21.0%	106.5%
増減③(①－②)			△1.4%	△13.3%
早期健全化基準	15.0%	20.0%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.0%	30.0%	35.0%	

平成23年度栗山町資金不足比率

区分	下水道事業特別会計	農業集落排水事業 特別会計	水道事業会計
平成23年度①	—	—	—
平成22年度②	—	—	—
増減③(①－②)			
経営健全化基準	20.0%	20.0%	20.0%

栗 監 査 第 号
平成 2 4 年 8 月 3 1 日

栗山町長 椿 原 紀 昭 様

栗山町監査委員 谷 田 進太郎
栗山町監査委員 小 寺 進

平成 2 3 年度栗山町各会計に係る財政健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成 2 3 年度栗山町各会計に係る健全化判断比率の審査を行なった結果、別紙のとおり報告します。

第 1 審査の概要

1. 審査の対象

平成 23 年度栗山町一般会計、栗山町国民健康保険特別会計、栗山町下水道事業特別会計、栗山町農業集落排水事業特別会計、北海道介護福祉学校特別会計、栗山町介護保険特別会計、栗山町後期高齢者医療特別会計、栗山町水道事業会計に係る健全化判断比率

2. 審査の期間

自 平成 24 年 8 月 3 日

至 平成 24 年 8 月 3 日

3. 審査の手続き

この審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 2 審査の結果

1. 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(単位：%)

健全化判断比率	平成 23 年度	平成 22 年度	前年度との 比 較	早期健全化 基 準	財 政 再 生 基 準	備 考
①実質赤字比率	—	—	—	15.0	20.0	
②連結実質赤字比率	—	—	—	20.0	30.0	
③実質公債費比率	19.6	21.0	△1.4	25.0	35.0	
④将来負担比率	93.2	106.5	△13.3	350.0		

備考：実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額がないので、それぞれの赤字比率は「—」で表している。

2. 個別意見

①実質赤字比率について

平成 23 年度の実質赤字比率は赤字額がなく、早期健全化基準 15.0%を下回っている。

②連結実質赤字比率について

平成 23 年度の連結実質赤字比率は赤字額がなく、早期健全化基準 20.0%を下回っている。

③実質公債費比率について

平成23年度の実質公債費比率は19.6%となっており、平成22年度より1.4ポイント改善し、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

④将来負担比率について

平成23年度の将来負担比率は93.2%となっており、平成22年度より13.3ポイント改善し、早期健全化基準の350.0%を下回っている。

3. 審査意見

平成23年度における健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、財政収支が不均衡な状況又はその他の財政状況が悪化した状況とは認められなかった。引き続き財政の健全化に努められたい。

4. 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。